

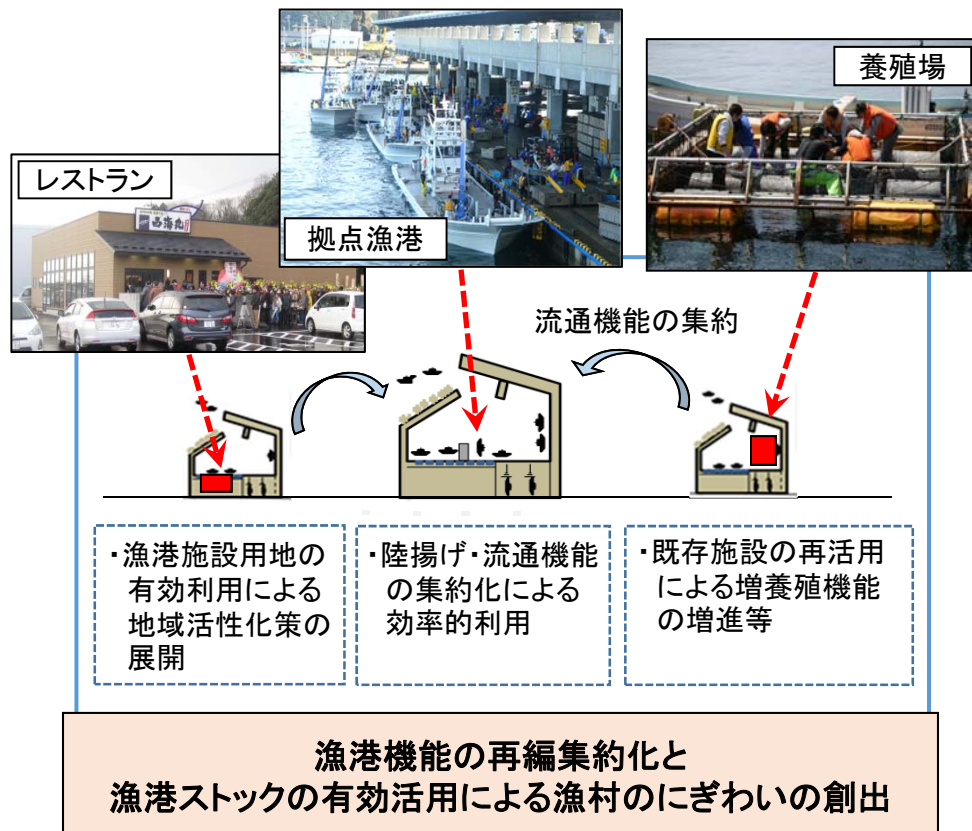
漁港の有効活用について

(漁港施設に関する利用規制の緩和)

水産庁
平成31年4月

1. 漁港施設を有効活用すべき背景

- 人口減少社会の到来や地域漁業の情勢が変化する中、漁港の機能が重複・分散した状態での利用が続くと、維持管理・更新費の増大が懸念。
- このような中、陸揚・集出荷機能等を拠点漁港に集約化するなど漁港機能の更なる再編・集約化とあわせ、機能集約された漁港については、民間活力の導入も視野に、増養殖の場や漁村のにぎわいの創出の場として有効活用を図ることが重要な課題。



漁港施設の有効活用を推進すべき社会的な要請

- 漁港漁場整備長期計画
(平成29年3月閣議決定)
⇒ 漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出に重点的に取り組む。
- 農林水産業・地域の活力創造プラン
(平成30年6月決定)
⇒ 養殖場として、漁港(水域及び陸域)の有効活用を積極的に進める。

2. 現在の漁港の有効活用事例から抽出される課題

事例 1

漁港内の静穏水域をナマコの増養殖場として活用(北海道乙部漁港)

概要

- 乙部漁港(元和地区)は、以前はホタテ漁等の中型漁船の利用が主であったが、現在は船外機船が主であるため、ホタテの陸揚げを乙部漁港(乙部地区)に集約。
- これに伴い、元和地区は、船外機船による漁業に利用しつつ、水面の占用許可を受けてナマコの増養殖場として有効活用。

魚種	ナマコ
生産規模	増殖水面 5,500㎡ 種苗放流 1.5万粒(予定)
実施主体	ひやま漁協
施設整備	試験礁の設置、水域の環境改善
手続き	水面の占用許可、財産処分手続き

乙部漁港(乙部地区)



中型のホタテ漁船は乙部地区に移動

地元の声

- 水域の占用許可の期間(原則1年)が短く、継続的に事業として実施するには、収支計算が立ちにくい。

乙部漁港(元和地区)

乙部漁港(乙部地区)

乙部町

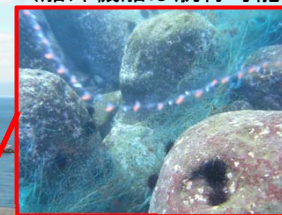
乙部漁港

対策

ナマコ試験礁を設置し、
ナマコ種苗を放流



港口にナマコ流出防止フェンスを設置
(船外機船は航行可能)



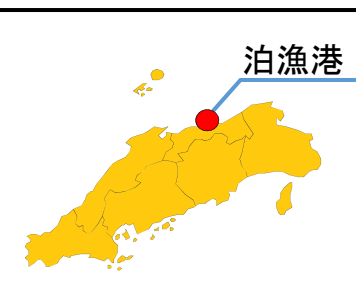
乙部漁港(元和地区)

事例2

補助用地に陸上養殖施設を設置(鳥取県泊漁港)

概要

- 山陰沿岸は、厳しい冬季風浪の影響等により、海面を利用した養殖事業の実施が困難。
- このため、鳥取県では、泊漁港において、占用許可を条件に漁港施設用地の一部を陸上養殖施設用地として活用するとともに、養殖に適した海水井戸を整備して陸上養殖を行う事業者を公募。
- その結果、民間企業が参入し、ひらめ、あわびの養殖事業が展開されるとともに、水産物の地域ブランド化や周辺の温泉地との連携による観光客増など、漁村のにぎわい創出に貢献。



対策

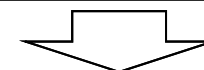
陸上養殖場

- ・木造平屋: 約1,056㎡
- ・総事業費: 60百万円
- ・取扱水産物:
ひらめ、あわび等



【用地の有効活用を図り、陸上養殖施設を整備】

- 漁港施設用地の目的外使用を承認(補助金等適正化法)
- 漁港施設用地の占用を許可



○ひらめ約12,000匹、○あわび約1,400個を養殖



あわび養殖の様子



ひらめ養殖の様子

効果

地域ブランド化・ふるさと納税返礼品としての活用



地元の声

- 用地の占用許可(原則3年)の期間が短く、継続的に事業として実施するには、収支計算が立ちにくい。
- 陸上養殖施設とその用地は、貸付制度の対象となっていない。また、貸付制度は、取扱水産物の数量が1,000トン以上の漁港に限定されている。

事例3 水域を蓄養・養殖に活用するとともに漁港用地に飲食店等を設置(石川県富来漁港)

概要

- 富来漁港においては、漁港内の静穏水域を利用して、定置網で漁獲したサバ等を蓄養し、漁獲量や市況を確認しながら出荷を調整してきたところ。さらに、平成26年から、漁港の利用に支障のない水域においてトラウトサーモンの養殖を開始。
- 補助用地と単独用地の交換により、飲食店(回転寿司)と直売所を開店し、蓄養・養殖した新鮮な魚介類を来訪者に提供。
- この結果、漁港来訪者の大幅な増加とともに、新たな雇用創出と漁業者の所得向上を実現。

対策

地元の定置網漁業を営む会社が運営

地元の漁業協同組合が運営

回転寿司西海丸(H27.2開店)

直売所「西海丸」(H26.10開店)

富来漁港

店内から漁港を望む

補助用地と単独用地の交換

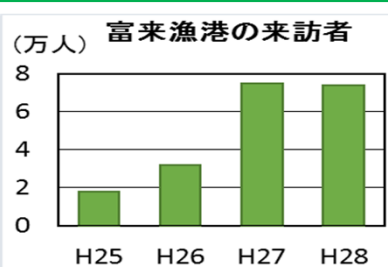
漁港水域の利用

蓄養・養殖水面

海水交換型防波堤

効果

- 富来漁港の来訪者約7万人
- 地元雇用者数 15人(H28)
- 寿司店、直売所売上げ それぞれ1億数千万円(H28)



地元の声

- 水域の占用許可の期間(原則1年)が短く、継続的に事業として実施するには、収支計算が立ちにくい。
- 補助用地との交換に供する単独用地を確保できない場合には、用地の占用期間(原則3年)が短くレストラン等の設置が困難。また、補助金等適正化法に基づく補助金返還が必要。

3. 漁港施設用地(補助用地)の利用実態等調査結果

- 全国439の漁港管理者に対し、漁港施設用地の整備状況のほか、有効活用に関してどのようなニーズがあるのかを把握するためのアンケート調査を実施。
- 主な意見としては、補助用地の利用規制の緩和による陸上養殖施設や地域活性化に資する施設の設置、特定漁港施設の貸付制度における対象漁港の規模要件(水産物取扱量1,000t以上)の緩和や貸付対象施設の追加を希望するものが多数。

漁港施設用地の利用実態等調査結果の概要

○調査内容

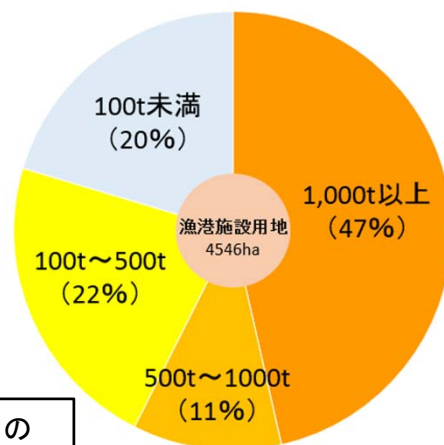
漁港施設用地の整備状況、補助用地において整備を行いたい施設、漁港の有効活用に関し現行制度において見直して欲しい規制について、全国の漁港管理者(38都道府県及び401市町村)を対象として、平成30年1月に調査。

○調査結果(補助用地)

全国の漁港施設用地(補助用地)の総面積のうち、水産物取扱量が1,000t以上の漁港の用地の割合は約47%。

また、水産物取扱量が100t以上の漁港の用地では約80%。

水産物取扱量規模別の
漁港施設用地面積の割合



○調査結果(アンケート)

①補助用地に設置したい主な施設

水産物直売所、水産関連教育施設、食堂(レストラン)、陸上養殖施設、釣り等のレジャー施設、プレジャーボート保管施設、一般向けの有料駐車場、ダイビングや遊漁船等の関連施設、漁業体験施設(渚泊含む)、釣り堀等。

②漁港の有効活用に関する要望

- ・漁港漁場整備法第37条の2の特定漁港施設の貸付制度における対象漁港の規模要件(水産物取扱量1,000t以上)の緩和、同貸付制度の対象となる施設の追加。
- ・地域活性化のための補助用地の更なる規制緩和。

4. 漁港施設の有効活用にかかる規制緩和

現状

課題

規制緩和

平成31年4月1日施行

1. 水域・公共空地にかかる規制

占有による利用

○水域・公共空地の占有許可の期間が**原則1年以内**。

○占有許可の期間が短く、継続的に事業として実施するには収支計算が立ちにくい。ただし、漁港保全上、支障とならないよう定期的なチェックが必要。

○占有許可の期間を「**原則10年以内**」に**延長**。
(水産庁長官通知の改正)

2. 行政財産にかかる規制

貸付による利用

○漁港施設(用地を含む)の占有許可の期間が**原則3年以内**。

○占有許可の期間が短く、継続的に事業として実施するには収支計算が立ちにくい。ただし、漁港保全上、支障とならないよう定期的なチェックが必要。

○占有許可の期間を「**原則10年以内**」に**延長**。
(模範漁港管理規程例の改正)
→ 水産政策審議会への諮問事項

○漁港漁場整備法第37条の2の貸付けの対象となる特定漁港施設が**漁獲物の処理、保蔵及び加工施設とその用地等に限定**。

○漁港施設の機能高度化のためには民間事業者のノウハウ等の活用が必要であるが、貸付対象施設が限定。

○貸付けの対象となる特定漁港施設に**陸上養殖施設及びプレジャーボート保管施設とその用地を追加**。
(漁港漁場整備法施行規則の改正)

○漁港漁場整備法第37条の2の貸付けの対象となる漁港が、**取扱水産物の数量1,000トン以上の漁港に限定**。

○取扱水産物の数量が1,000トンに満たない漁港においても、民間事業者のノウハウ等を活用して漁港施設の機能高度化ができる漁港が多数存在。

○貸付けの対象となる**漁港の取扱水産物の数量を「1,000トン」から「100トン」に引き下げ**。
(漁港漁場整備法施行規則の改正)

3. 補助対象財産にかかる規制

占有・貸付共通

○長期利用財産(注)となった漁港施設を地域活性化等を図るために利用する場合、**漁港施設用地は補助金返還の緩和措置の適用外**。

(注) 補助目的に従った利用により10年を経過した補助対象財産

○地域活性化等を図るためには、**レストラン、直売所、体験交流施設等の地域の活性化に資する施設を立地しやすくする必要**。

○地域活性化等を図るために長期利用財産として漁港施設を利用する場合、**漁港施設用地も補助金返還の緩和措置を適用**。
(水産庁長官通知の改正)

(参考)民間事業者が漁港を有効活用する場合の条件等について

漁港の有効活用は、本来、地方公共団体、漁協や漁業者等が漁港施設(用地を含む。)を利用することを念頭としたものであるが、民間事業者が利用する場合は、漁港が無秩序に利用されることがないように、以下のような条件等により運用しているところ。

1 占用

(1)漁港の占用許可(漁港漁場整備法等)

- ・ 漁港区域内の水域や漁港施設用地を占用させる場合、漁港管理者(都道府県または市町村)は、漁港の利用を阻害しないかなどを確認した上で許可(法第39条第2項ほか)。
- ・ 許可に付した条件に違反した場合には、許可を取り消すことが可能(法第39条の2第1項第2号ほか)。
- ・ 占用許可の期間は、漁港管理者が必要に応じて適正な期間を設定するよう指導(長官通知等)。

(2)漁港の有効利用に係る運用(長官通知)

- ・ 漁港を有効利用する際には、漁港管理者が地元関係者の了解を得るよう指導。

2 貸付け

(1)漁港施設の貸付制度(漁港漁場整備法等)

- ・ 漁港管理者の認定を受けた民間事業者に特定漁港施設を貸付けすることが可能。必要な場合には、勧告措置、認定の取消しが可能(法第37条の2)。
- ・ 第三者への転貸しや賃借権の譲渡が禁止されているとともに、民間事業者が契約に違反した場合等の契約解除が可能(省令)。

(2)民間事業者の認定の基準(省令)

- ・ 民間事業者の認定に当たり、必要な資力及び信用を有することや漁港の利用を阻害しないことなどを条件。
- ・ 認定の際の公告・縦覧、選定結果の公表等を義務付け、透明性を確保。

3 国によるチェック

補助の入っている漁港施設(用地を含む。)の目的外使用による占用や貸付けについては、補助金等適正化法に基づき、農林水産大臣の承認等が必要とされており、補助事業者である地方公共団体から水産庁への承認申請の際に、内容をチェックし、必要な指導・助言を行うことが可能。